

○旅費規程

1978年10月 1 日

制定

最終改正 2024年 4 月 1 日

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、学校法人愛知大学（以下「本学」という。）に専任として勤務する教育職員及び事務職員（以下「職員」という。）の出張旅費について定める。

(出張)

第 2 条 出張とは、理事長（学長）（権限を委譲された者を含む。）の命令、委嘱又は許可による旅行及び教育職員が勤務校舎以外の校舎において授業を行うこと（以下「出講」という。）をいう。

(旅費の種別)

第 3 条 旅費の種別は、次のとおりとする。

- (1) 一般出張旅費
- (2) 赴任旅費
- (3) 研究旅費
- (4) 出講旅費
- (5) 研修旅費
- (6) 海外出張旅費
- (7) 準出張旅費

(旅費)

第 4 条 旅費とは、別に定める場合を除き、出張に要する交通費（鉄道運賃、船運賃、航空運賃及び車運賃）、宿泊料及び日当をいう。ただし、空港施設使用料等の不可避な義務的諸費用が生じた場合、これを交通費に含めることができる。

(旅費の計算)

第 5 条 旅費は、順路に従い実費で計算する。ただし、業務の都合又は天災その他やむを得ない事情によって順路によることができない場合には、事前又は事後に承認のあるものに限り、実際に利用した経路によって計算する。

2 旅費の計算は、原則として勤務校舎を起点とする。

3 教育職員の勤務校舎の区分については、給与規程第31条を準用する。

(旅費の支給制限)

第 6 条 次の各号のいずれかにあたる場合には、旅費の一部又は全部を支給しない。

- (1) 講習会、会議等に参加するための出張で、本学から直接支払われる会費中に宿泊

料が含まれているときの宿泊料

(2) 本学以外の機関から旅費の支給を受けて出張するとき。ただし、その旅費がこの規程に定める旅費より少ないときは、その差額を支給する。

(3) その他特別の事情により旅費の全部又は一部の支給を要しないとき。

(採用予定者の旅費)

第7条 職員の採用予定者を招致する場合の旅費については、別に定める。

第2章 一般出張旅費

第8条 削除

(一般出張の旅費)

第9条 一般出張の旅費は、役職又は資格によって別表第1に定めるA・B・C・Dの4段階に区分する。

2 第1項に定める旅費は、出張申請書・出張報告書兼旅費精算書に基づいて帰学後に実費を支給する。ただし、申請により旅費の概算額を仮払いすることができることとし、仮払いを受けた者は、帰任後7日以内に旅費の精算をしなければならない。

3 出張に要した次の費用については、証拠書類を出張報告書兼旅費精算書に添付する。

(1) 交通機関の切符購入領収書(特急、急行、座席指定料金を含む)。ただし、地下鉄等領収書の取得が困難な場合は、出張報告書兼旅費精算書で経路を示すことにより、代替できるものとする。

(2) 宿泊を伴う出張の場合は宿泊施設が発行する領収書。

(3) 参加費等その他の費用が発生した出張の場合は当該費用の領収書。

第3章 赴任旅費

(赴任旅費)

第10条 職員の赴任旅費は、本人の現住所から勤務校舎までについて前条を準用する旅費及び別表第2の移転手当とする。

2 前項の赴任旅費は、本人及び同伴扶養家族に支給する。ただし、学令未滿の同伴扶養家族に対する旅費は、2分の1とする。

3 移転手当は、移転に要する経費に別表第2に定める本人及び同伴扶養家族の手当を加算した額とし、同表の限度内で支給する。

4 赴任旅費は、採用の年度内に限り支給する。

(支給時期)

第11条 赴任旅費は、赴任後本人の申請により支給する。ただし、事情により事前に概算払いをすることができる。

第4章 研究旅費

(研究旅費)

第12条 研究旅費は、教育職員が学術研究のために出張する場合に支給する。

(1) 国内出張 国内で開催する学会に出席するための出張並びに国内における調査研究及び資料収集等のための出張とし、別表第3の額を支給する。

(2) 海外出張 海外で開催する国際学会に出席するための出張及び海外における視察、資料収集等のための出張とし、別表第4の額を支給する。

2 研究旅費の精算は第9条第2項及び第3項を準用する。

第13条 削除

第14条 削除

第15条 削除

第5章 出講旅費

(出講時の交通費)

第16条 豊橋校舎勤務の教育職員が名古屋校舎若しくは車道校舎において授業を行う場合、名古屋校舎勤務の教育職員が豊橋校舎若しくは車道校舎で授業を行う場合又は車道校舎勤務の教育職員が豊橋校舎若しくは名古屋校舎で授業を行う場合には、交通費を支給する。

(出講時の宿泊)

第17条 止むを得ない事情があるときは、願い出により財務委員会の議を経て、別表第5の大学の指定する施設に宿泊することができる。

(支給時期)

第18条 出講時の交通費の支給時期については、給与規程第4条第2項を準用する。

第6章 研修旅費

第1節 国内研修旅費

(国内研修旅費)

第19条 職員の国内研修者に支給する旅費は、自宅研修旅費及び移住研修旅費とする。

2 自宅研修者には、別表第6の打切りによる自宅研修旅費を支給する。

3 移住研修者には、別表第6の移住研修旅費（移転旅費、移転手当及び滞在費）を支給する。

第2節 海外研修旅費

(海外研修旅費)

第20条 職員の海外研修者に支給する旅費は、交通費及び滞在費とする。

(海外研修の交通費)

第21条 海外研修の交通費は、自宅から出国空港及び帰国空港から自宅までの鉄道運賃、空港から目的地まで及び目的地から帰国する空港までの移動（目的地が2以上ある場合は目的地間の移動を含む。）に係る船運賃及び航空運賃を支給する。

2 前項の鉄道運賃は、第9条を準用する。

3 第1項の船運賃は、次のとおりとする。

(1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には最下位の運賃とする。

(2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、乗船に要する運賃とする。

4 第1項の航空運賃は、次のとおりとする。

(1) 原則としてエコノミークラス相当（実費）とする。ただしY2クラス（制限付エコノミー）がある場合はこれによる。

(2) 前号にかかわらず、次の場合にはプレミアムエコノミークラス相当（実費）を支給することができる。

イ 出発地から到達地までの飛行距離（経由便の場合は、各飛行区間の合計距離とする。）が7,000kmを超える場合

ロ 本人の申し出に基づき、健康上の理由等によりプレミアムエコノミークラス相当の利用が妥当であると事前に、教育職員にあっては研究委員会が、事務職員にあっては事務局長が認めた場合

(3) 運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃（海外研修の滞在費）

第22条 海外研修の滞在費は、最初の目的地に到着した日から帰国のための最後の目的地を出発する日の前日までの日数（目的地の移動のため船舶又は航空機内に宿泊した日を除く。）に対して別表第7の額を支給する。

第7章 海外出張旅費

（海外出張旅費）

第23条 職員が公務により外国に出張する場合には、海外出張旅費を支給する。

2 前項の旅費は、交通費、宿泊料、日当及び渡航手続料とする。

（海外出張の交通費）

第24条 海外出張の交通費は、実費を支給する。ただし、本学以外の機関が交通費を支給し、又はその相当額を負担する場合には、交通費の一部又は全部を支給しない。

2 第1項の交通費のうち、航空運賃は、次のとおりとする。

(1) 原則としてエコノミークラス相当（実費）とする。ただしY2クラス（制限付エコノミー）がある場合はこれによる。

(2) 前号にかかわらず、次の場合にはプレミアムエコノミークラス相当（実費）を支給することができる。

イ 出発地から到達地までの飛行距離（経由便の場合は、各飛行区間の合計距離とする。）が7,000kmを超える場合

ロ 本人の申し出に基づき、健康上の理由等によりプレミアムエコノミークラス相当の利用が妥当であると事前に、教育職員にあっては所属する機関の長が、事務職員にあっては事務局長が認めた場合

(海外出張の宿泊料)

第25条 海外出張の宿泊料は、次により支給する。

(1) 本学が宿泊施設を指定する場合は、その実費

(2) 前号以外の場合は、別表第8の()内の額を上限とする実費

2 前項において、本学以外の機関が宿泊料を支給し、若しくはその相当額を負担し、又は宿泊施設を提供する場合には、宿泊料の一部又は全部を支給しない。

(海外出張の日当)

第26条 海外出張の日当は、別表第8の額を支給する。

(渡航手続料)

第27条 海外出張に要する査証手数料及び旅券交付手数料は、その実費を渡航手続料として支給する。

第28条 削除

第29条 削除

(海外旅行傷害保険)

第30条 職員の海外出張に際しては、本学が海外旅行傷害保険に加入する。保険金額については別表第9に定めるとおりとする。

第8章 準出張旅費

(学内会議交通費)

第31条 勤務校舎以外の校舎で開催する教授会その他学内における会議に出席するため出張する教育職員の交通費については、第9条を準用する。

(演習出張等の旅費)

第32条 演習指導、リーダースキャンプ指導及び大学院、文学部の野外実習指導のための出張旅費は、別表第10の額を限度として第9条を準用する。

2 前項の演習指導及び大学院、文学部の野外実習指導を海外においておこなう場合、引率者の海外旅行傷害保険の加入については、第30条を準用する。

(課外活動指導の出張旅費)

第33条 公認のサークル、クラブの部長又は監督として合宿練習に参加する職員は、別表第10の額を限度として第9条を準用する。

(研究会等参加旅費)

第34条 他校舎で開催される研究会(自主的な研究会を含む。)、研修会(自主的な研修会を含む。)、講演会又は講習会に参加する場合には、第9条を準用する交通費を支給

する。

(規程の改廃)

第35条 この規程の改廃は、常任理事会、学内理事会及び大学評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則 (給与規程からの分離)

この規程は、昭和53年10月1日から施行する。

附 則 (出張旅費の改訂に伴う改正)

この規程は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則 (出張旅費の改訂並びに学会出張の適用範囲拡大及び旅費改訂に伴う改正)

この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則 (出張旅費の加算支給及び学会出張旅費の適用の変更に伴う改正)

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則 (学会出張旅費の改定に伴う改正)

この規程は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則 (宿泊料及び準出張旅費の改定に伴う改正)

この規程は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則 (準出張旅費の改定に伴う改正)

この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則 (国内研修滞在費の改定並びに役職に入学試験委員長及び法経学部第2部幹事を加えることに伴う改正)

この規程は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (旅費の支給額の改定に伴う改正)

この規程は、昭和60年10月1日から施行する。

附 則 (海外研修滞在費の改定並びに学会出張旅費の適用及び額の改定に伴う改正)

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (一般出張旅費(日当)の改定に伴う改正)

この規程は、昭和61年8月1日から施行する。

附 則 (旅費の支給計算の変更に伴う改正)

この規程は、1988年4月1日から施行する。

附 則 (海外出張旅費規定の追加に伴う改正)

この規程は、1989年2月1日から施行する。

附 則 (役職名及び労務職員の職種変更に伴う改正)

この規程は、1989年4月1日から施行する。

附 則 (国内及び海外学会出張旅費の改定、出講旅費加算支給の適用範囲拡大並び

に準出張旅費の改定等に伴う改正)

この規程は、1991年4月1日から施行する。

附 則 (一般出張の宿泊料の改定及び出張区分の廃止等に伴う改正)

この規程は、1991年6月1日から施行する。

附 則 (市内出張の区分及び適用範囲の変更に伴う改正)

この規程は、1992年3月1日から施行する。

附 則 (事務部長制の実施に伴う改正)

この規程は、1993年4月30日から施行する。

附 則 (個人研究費等の新設、大学院の野外実習指導出張旅費を規定すること、事務職員研修規程施行細則の整備及び条項の字句整理に伴う改正)

この規程は、1994年4月1日から施行する。

附 則 (入試地方試験場出張者の試験当日に宿泊しない場合の宿泊料相当額の加算支給に伴う改正)

この規程は、1994年10月1日から施行する。

附 則 (別表第3に定める本学指定施設の一部変更に伴う改正)

この規程は、1995年7月1日から施行する。

附 則 (海外旅行傷害保険の保険金額の明示及び演習等出張旅費を海外にも適用することに伴う改正)

この規程は、1996年4月1日から施行する。

附 則 (別表第1備考8に入試地方試験場の仙台・富山・那覇を追加することに伴う改正)

この規程は、1997年2月1日から施行する。

附 則 (海外出張の日当の支給方法の変更並びに教養部組織の廃止に伴う改正)

この規程は、1998年4月1日から施行する。

附 則 (事務組織再編に伴う改正)

この規程は、1998年4月30日から施行する。

附 則 (係長制度実施に伴う改正)

この規程は、1998年11月1日から施行する。

附 則 (副学長職の設置に伴う改正)

この規程は、2000年11月18日から施行する。

附 則 (出講旅費、海外研修の交通費の一部変更、海外出張旅費の適用対象者の追加並びに交通費、宿泊料の支給限度額、一般出張旅費の日当の変更及び海外出張支度金、海外出張予備費の廃止に伴う改正)

この規程は、2001年4月1日から施行する。

附 則（国際交流センター所長職の設置等に伴う改正）

この規程は、2001年10月1日から施行する。

附 則（役職又は資格の区分に外国人留学生別科長職を設置すること等に伴う改正）

この規程は、2003年4月1日から施行する。

附 則（専門職大学院長・教学部長の新設、役職名称変更、出講時の宿泊の規定及び大学指定施設の見直しに伴う改正）

この規程は、2004年4月1日から施行する。

附 則（管理運営組織の見直しに伴う改正）

この規程は、2005年4月1日から施行する。

附 則（海外研修旅費の改定、国内研修旅費の改定、外国人留学生別科の廃止、不可避な義務的諸費用の取扱いの規定化及び準出張旅費の改定等に伴う改正）

この規程は、2006年4月1日から施行する。

附 則（学校教育法の一部改正、専門職大学院長職の廃止及び課長補佐の新設に伴う改正）

この規程は、2007年4月1日から施行する。

附 則（旅費の支給基準、算定基準及び精算手続きの変更に伴う改正）

この規程は、2009年4月1日から施行する。

附 則（指定宿泊施設の一部変更に伴う改正）

この規程は、2009年12月3日から施行する。

附 則（名古屋校舎出講時の交通費の計算方法に関する文言及び名古屋校舎への一般出張旅費の計算方法に関する文言の削除、出講時の指定宿泊施設の変更、規程改廃手続きの明確化並びに字句整理に伴う改正）

この規程は、2012年4月1日から施行する。

附 則（出講時の指定宿泊施設の変更に伴う改正）

この規程は、2013年4月1日から施行する。

附 則（三遠南信地域連携センターの改称に伴う改正）

この規程は、2013年4月1日から施行する。

附 則（研究所長の対象の明確化に伴う改正）

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則（国際化推進の委員会組織の変更、日当の変更、字句整理及び個人研究費規程の一部改正に伴う改正）

この規程は、2017年4月1日から施行する。

附 則（キャリア支援センター委員会の設置及び就職委員会の廃止に伴う改正）

この規程は、2018年4月1日から施行する。

附 則（学長補佐制度の新設に伴う改正）

この規程は、2018年9月27日から施行する。

附 則（給与規程改正に伴う役職者、委員長等月額手当支給状況との整合性を図ることに伴う改正）

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則（航空運賃支給の見直し、大学の指定する施設の変更及び字句修正に伴う改正）

この規程は、2020年7月2日から施行する。

附 則（エクステンションセンターの廃止に伴う改正）

この規程は、2023年7月1日から施行する。

附 則（ささしま地域連携研究センターの設置、準出張旅費のうち演習指導及び野外実習指導の取り扱い変更、海外出張に係る航空運賃の支給計算の変更、宿泊料及び海外出張の宿泊料上限の変更、別表の記載順の変更、規程の改廃手続の明確化及び字句修正に伴う改正）

この規程は、2024年4月1日から施行する。

別表第1 一般出張旅費の額（第9条関係）

（2024年4月1日施行）

段階	出張区分等 役職又は資格	交通費			宿泊料	日当
		鉄道	船舶	その他		
A	理事長、学長	実費	実費	実費	実費 (15,000円)	3,000円
B	常務理事、理事、監事、副学長、学部長、学長補佐、大学院長、図書館長、短期大学学部長、教学部長、国際問題研究所長、総合郷土研究所長、中部地方産業研究所長、経営総合科学研究所長、情報メディアセンター所長、国際交流委員長、国際教育推進委員長、ICCSセンター長、三遠南信地域連携研究センター長、ささしま地域連携研究センター長、東亜同文書院大学記念センター長、孔子学院長、入学試験委員長、キャリア支援センター長、学生部委員長、大学院研究科長、専門職	実費	実費	実費	実費 (13,000円)	2,500円

	大学院研究科長、学部学科長、教学主任、 人文社会学研究所長、中日大辞典編纂所 長、国際ビジネスセンター長、研究委員 長、学生相談室長、事務局長					
C	教授、准教授、事務部長、課長、事務長、 課長補佐、係長	実費	実費	実費	実費 (13,000円)	2,200円
D	その他の職員	実費	実費	実費	実費 (13,000円)	2,000円

備考

- 100kmを超える乗車区間で、新幹線、特急または急行を利用した場合は、特急または急行料金（在来線は新幹線との乗り継ぎによる割引があればその額）を支給する。また、座席指定を利用した場合は、座席指定券代を支給する。
- 名古屋鉄道、近畿日本鉄道で座席指定を利用した場合は座席指定券代を加算して支給する。
- 愛知県内の出張については、日当を支給しない。
- 出張命令によって宿泊施設を指定する場合でその宿泊料が表中の料金を超えるときは、実費を支給する。
- 北海道、九州、沖縄の出張については、エコノミークラス相当の航空運賃（実費）を支給することができる。ただし、北海道、九州、沖縄以外の出張においても、エコノミークラス相当の航空運賃（実費）及び付随して発生する諸費用の総額が、鉄道運賃料金を超えない場合には支給できる。
- 理事長、学長は鉄道及び船舶のグリーン車（席）を利用できるものとする。
- 宿泊料は実費とし、（ ）内の金額を上限とする。

別表第2 赴任旅費の額（第10条関係）

（1988年4月1日施行）

旅費		別表第1を準用する				
区分	赴任の距離	100km未満	200km未満	300km未満	500km未満	500km以上
	移転経費	実費				
移 転 手 当	本人	15,000円	20,000円	30,000円	45,000円	60,000円
	同伴扶養家族1名につき	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
	学令未満の同伴扶養 家族1名につき	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円

実費支給の限度額	300,000円
----------	----------

別表第3 研究旅費（国内出張）（第12条関係）

（2017年4月1日施行）

交通費	第4条及び第9条別表第1のC欄による。
宿泊料（1泊）	13,000円
日当（1日）	2,500円
1. 交通費は、原則として出発地から用務地までを支給する。用務地までの経路において宿泊を伴う場合であっても、宿泊地から用務地までは支給しない。 2. 愛知県内の上出張については、日当を支給しない。 3. 個人宅での宿泊については、宿泊料を支給しない。 4. 宿泊料は、上記の額を上限として実費を支給する。ただし、申し出により減額又は支給しないこともできる。	

別表第4 研究旅費（海外出張）（第12条関係）

（2024年4月1日施行）

交通費	第4条及び第9条別表第1のC欄による。
宿泊料（1泊）	22,500円
日当（1日）	7,200円
1. 機中泊、個人宅での宿泊については、宿泊料を支給しない。 2. 渡航手数料は、第27条を準用する。 3. 航空運賃は、原則としてエコノミークラス相当（実費）を支給する。ただし、次の場合にはプレミアムエコノミークラス相当（実費）を支給することができる。 イ 出発地から到達地までの飛行距離（経由便の場合は、各飛行区間の合計距離とする。）が7,000kmを超える場合 ロ 本人の申し出に基づき、健康上の理由等によりプレミアムエコノミークラス相当の利用が妥当であると事前に所属する機関の長が認めた場合 4. 宿泊料は、上記の額を上限として実費を支給する。ただし、申し出により減額又は支給しないこともできる。	

別表第5 出講時の宿泊（第17条関係）

（2020年7月2日施行）

大学の指定する施設		備考
豊橋	コンフォートホテル豊橋 豊鉄ターミナルホテル 東横イン豊橋駅東口	本学が直接指定施設に支払う。
名古屋	名古屋ガーデンパレス	

駅前モンブランホテル	
メルパーク名古屋	
東横イン名古屋駅桜通口本館	
東横イン名古屋駅桜通口新館	
東横イン名古屋名駅南	

別表第6 国内研修旅費（第19条関係）

（2006年4月1日施行）

事項		支給額
自宅研修旅費		月額 18,600円
移住研修旅費	移転旅費	往時、復時、各自宅、移転地間別表第1を準用する 交通費実費
	移転手当	往時、復時 各5,000円
	滞在費	月額 97,800円

別表第7 海外研修の滞在費（第22条関係）

（2006年4月1日施行）

事項	1日あたりの滞在費の金額
目的地到着日～3ヵ月以内	10,320円
3ヵ月超～6ヵ月未満	9,460円
6ヵ月以上～1年以内	8,760円

別表第8 海外出張の宿泊料及び日当（第25条、第26条関係）

（2024年4月1日施行）

区分	宿泊料	日当
A	実費（25,000円）	8,700円
B	実費（22,500円）	8,200円
C	実費（22,500円）	7,700円
D	実費（22,500円）	7,700円

備考

- 区分は、第9条第1項の区分を準用する。
- 日当については、5日を超える滞在期間は1/2の金額とする。
- 宿泊料は実費とし、（ ）内の金額を上限とする。

別表第9 海外旅行傷害保険（第30条関係）

（1996年4月1日施行）

海外旅行傷害保険	金額
----------	----

傷害	治療の費用	500万円
	死亡の場合	5,000万円
疾病	治療の費用	500万円
	死亡の場合	1,000万円
賠償責任		5,000万円
携行品		30万円
救援者費用		300万円

別表第10 準出張旅費（第32条、第33条関係）

（2024年4月1日施行）

事項	金額
演習指導のための出張旅費 1担当者年間	50,000円
野外実習指導のための出張旅費 1担当者年間	40,000円
サークル、クラブの合宿練習に参加する出張旅費 1 サークル又は1クラブ年間	100,000円
備考	
1 演習を担当しない者も演習指導に参加する場合は、演習指導による出張とみなす。	
2 演習指導及び大学院、文学部の野外実習指導のための出張旅費は、海外をも含むものとする。	